

刈谷市都市交通協議会 設置要綱の改正について

下記理由により本協議会の設置要綱の改正が必要となりますので、刈谷市都市交通協議会設置要綱第 2 条（所掌事務）および第 3 条（組織）を改正します。

記

1 改正理由

（1）第 2 条

デマンド交通の導入に向けた実証実験（令和 5 年度下半期予定）にあたって、道路運送法の許認可、また道路運送法に基づく地域公共交通会議で議論を重ねる必要があることから、設置要綱第 2 条に道路運送法に関する文言を追記し、本協議会が道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねる協議会へと変更する必要があるため。

（2）第 3 条

第 2 条改正によって本協議会が道路運送法に基づく協議会として位置づけられることから、組織の構成委員についても道路運送法に基づき改正を行う必要があるため。

2 改正内容

資料 2－1、2－2 に記載のとおり

3 施行日

令和 5 年 6 月（予定）

4 その他

- ・男女共同参画推進のため、第 6 号委員として刈谷市女性の会連絡協議会を追加（資料 3 参照）。
- ・第 1 2 号委員「市の職員」は刈谷市都市政策部のみとし、刈谷市企画財政部および刈谷市産業環境部をオブザーバーに変更（資料 3 参照）。
- ・デマンド交通の導入に向けた実証実験詳細（仕様・エリア等）は次回協議会にて説明予定。